

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	起動領域モニタ取替作業中、原子炉格納容器地階に水漏れが認められたため、原因を調査	A	8月18日公表済 (PDF 58kB)

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	「確率論的安全評価業務」報告書において、解析入力値の誤入力等が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	集中環境施設重油移送ポンプ入ロストレーナ（A）において、詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
3	2号機	バッテリー室換気空調系局所空調機において、下部ドレン受けに結露水が溜まっているため、排水配管を点検・清掃	D	
4	5号機	給水加熱器ドレンベント系湿分分離器レベルスイッチの点検時、接断差に許容値外れが認められたため、当該スイッチを修理	D	
5	5号機	高圧復水ポンプ室換気空調系局所空調機（HVH5-23）の電動機点検時、ローターの軸に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
6	5号機	原子炉圧力スイッチの計器仕様表に誤記等が認められたため、誤記等を訂正及び対応検討	C	
7	5号機	炉心スプレイ系及び原子炉残留熱除去系の流量変換器等の計器仕様書に誤記等が認められたため、誤記を訂正及び注意を喚起	C	
8	5号機	原子炉圧力変換器の計器仕様（水頭値）において、設計図書及び実測値から割り出した「調査水頭値」と、校正データ記載の「データ水頭値」に相違が認められたため、「データ水頭値」を修正	C	
9	6号機	計装用空気系空気圧縮機（B）において、アンローダ電磁弁又は圧力スイッチの動作不良の可能性が認められたため、当該弁及び圧力スイッチを点検・修理	D	
10	集中環境施設	補助ボイラ脱気器（A・B）のブロー操作時、水位低レベルにて脱気器（B）の警報動作不良が認められたため、水位検出器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで